

令和5年度税制改正による

★ News

インボイス制度の負担軽減措置

「2割特例」

「少額特例」ほか

令和5年10月から、消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施されます。国税庁によると、インボイス発行事業者の登録件数は、3月末時点で約320万件。現在の消費税課税事業者数・約300万を上回り、免税事業者による登録申請(課税負担となる)が加わっているとみられます。

3月に成立・4月施行された令和5年度税制改正では、インボイス制度について、小規模事業者に対する納税額の負担軽減や事務負担の軽減など、次のような措置が講じられました。

【ポイント①】 免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担の軽減措置

- ・ 消費税の納税額を、売上税額の2割に軽減する。 → **2割特例**

＜事例…売上700万円(消費税額70万円) 経費等150万円(消費税額15万円) サービス業＞

○本則課税 → 70万円－15万円＝55万円納税

○簡易課税 → 70万円－70万円×50%＝35万円納税 (みなし仕入率…サービス業は50%)

○**2割特例** → 70万円×20%＝14万円納税

- ・ 対象となる事業者…免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者
(基準期間(前々年度)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす者)
- ・ 対象となる期間…令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象
- ・ 事前の届出は不要 → 確定申告書に、2割特例の適用を受ける旨を付記する。

【ポイント②】 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

- ・ 税込1万円未満の課税仕入れ(経費等)については、インボイスの保存がなくても、帳簿の保存のみで仕入税額控除ができることとする。 → **少額特例**
- ※「税込1万円未満」は、1回の取引の金額で判定し、1商品ごとの金額で判定するものではない。
- ・ 対象となる事業者…基準期間の課税売上高が1億円以下、または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上高が5,000万円以下の事業者
- ・ 対象となる期間…令和5年10月1日～令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

【ポイント③】 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

- ・ 税込1万円未満の値引きや返品等については、返還インボイスの交付が免除される。
- ・ 対象となる事業者…すべての事業者
- ・ 対象となる期間…適用期限はない。

【ポイント④】 インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し

- ・ 令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることができる。

★ News 減少し続ける日本の人口

総務省によると、2022年10月1日時点の日本の総人口は1億2494万7000人で12年連続の減少。東京以外の全ての道府県で減少し、14歳以下は総人口の11.6%で、対策が急務となっています。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 2F

税理士法人 田中・吉野会計



TEL 052-915-8902

FAX 052-911-8259